

「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」

(昭和52年12月23日滋賀県条例第40号、最終改正:平成20年3月28日条例第18号)には『深夜外出の制限(第22条)』があります。午後11時から午前5時までです。

- 第22条 保護者は、特別な理由がある場合のほか、深夜（午後11時から午前5時までをいう。以下同じ。）に青少年を外出させないように努めなければならない。
- 2 何人も、保護者の依頼または承諾その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、または同伴してはならない。
 - 3 深夜に営業を営む者およびその従業者は、特別な理由がある場合のほか、深夜に当該営業に係る施設内または敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

とあり、保護者等の義務（1項）、連れ出し禁止（罰則は10万円以下の罰金または科料）、営業者の努力となっており、直接青少年を処罰するためのものではありませんが、午後11時から午前5時までの間は青少年が外出しているはずが無い前提ですから、外出理由と保護者への確認、保護者への指導のために補導と言う対象になっているのです。



用語・関連法規等

未成年者喫煙禁止法

満20歳に満たない者の喫煙を禁じ、親権者又はこれに代わって監督する者の制止義務と違反者への罰則、さらに販売者の非販売義務及び罰則等について規定している。

未成年者飲酒禁止法

満20歳に満たない者の飲酒を禁じ、親権者又はこれに代わって監督する者の制止義務と違反者への罰則、さらに販売者の非販売義務及び罰則等について規定している。

不良行為少年（少年警察活動規則第2条）

非行少年には該当しないが、喫煙、飲酒、深夜徘徊、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。